

## 審査基準

持続的生産強化対策事業のうちジャパンフラワー強化プロジェクト推進の審査基準は以下のとおりとする。

### 1 持続的生産強化対策事業共通の審査基準

公募要領第8の審査に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する場合にあっては採択しないものとする。

- ・過去3ヶ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募団体（共同機関を含む。）
- ・効率性を除く1及び2の審査基準のうち1項目でも0ポイントとなった場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性	<p><b>【目的・目標の妥当性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。</li> <li>・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。</li> <li>・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。</li> <li>・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。</li> </ul>	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
効率性	<p><b>【事業実施計画の妥当性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。</li> <li>・予算計画は妥当なものになっているか。</li> <li>・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。</li> <li>・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。</li> </ul>	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
実現性	<p><b>【事業実施体制の妥当性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。</li> </ul>	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0

	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施主体は関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。</li> <li>特定の事業実施場所を選定する事業にあっては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。</li> <li>事業遂行に係る経理その他の事務について的確な管理体制及び処理能力を有しているか。</li> </ul>		
公益性	<p><b>【国の支援の妥当性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。</li> <li>成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。</li> <li>新たな技術開発等に係る事業にあっては、技術の進歩に画期的な役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛けかりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。</li> </ul>	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0

## 2 ジャパンフラワー強化プロジェクト推進の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント	
重要課題への対応やモデル性等	<p><b>【重要課題への対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第2の1の(1)のアの(ア)若しくは(イ)又は第2の2の(1)のアの(ア)若しくは(イ)を実施する取組となっている。</li> </ul>		3	
	<p><b>【モデル性等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第2の1の(1)から(3)又は第2の2の(1)から(3)の全てを実施する取組となっている。</li> <li>新たな取組手法や先進的な技術、その他革新的な内容が含まれた取組となっている。</li> </ul>		2つ満たす。 1つ満たす。 0	
課題解決への意欲等	<p><b>【課題解決への意欲等】</b></p> <p>事業実施計画において活動区域の課題が十分に分析されており、課題に対応した取組内容になっている。</p> <p>※「なっている。」場合は、次の審査基準により審査する。</p>		なっている。 なっていない。	1 0

	(初めて当該事業に応募) 初めて当該事業に応募する事業実施主体については、現場への実装又は定着を目指す第2の1の(1)から(3)又は第2の2の(1)から(3)の取組となっている。 (過年度に当該事業を活用※注1) 過年度に当該事業を活用した事業実施主体については、直近3か年に取り組んだ第2の1の(1)から(3)又は第2の2の(1)から(3)の技術及び取組が実装又は定着している。	4つ以上 3つ 2つ 1つ	4 3 2 1
--	---	------------------------	------------------

(注1) 2 ジャパンフラワー強化プロジェクト推進の審査基準のうち「課題解決への意欲等」において、過年度に当該事業を活用した事業実施主体が、構成員等の大半の関係者の変更を伴わず名称を変更して応募する場合などは、新規の事業実施主体として取り扱わず、継続して当該事業を活用してきた事業実施主体として取り扱う。

(注2) 以下の事項に該当する場合は、上記1及び2に定めるポイントに加え、それぞれ1ポイントを加算できるものとする（最大5ポイント）。ただし、追加公募には適用しないものとする。

- ・事業実施主体又は事業実施主体の構成員が、輸出事業計画の認定規程（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定）に基づき策定された輸出事業計画又はフラッグシップ輸出産地選定実施要領（令和6年4月19日付け6輸国第256号）に基づき選定されたフラッグシップ輸出産地の認定を受けている。
- ・事業実施主体又は事業実施主体の構成員が、みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、特定環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画のいずれかの認定を受けている。
- ・事業実施主体又は事業実施主体の構成員が、生産方式革新実施計画の認定を受けている者又は事業終了時までに認定を受けることが確実である者であって、当該生産方式革新実施計画の内容が本事業で実証する取組内容に合致している。
- ・事業実施主体の構成員が農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画のうち将来像が明確化された地域計画の目標地図（同法第19条第3項の地図をいう。）に位置付けられている。
- ・事業実施主体又は事業実施主体の構成員が、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）における安定取引関係確立事業活動計画、流通合理化事業活動計画、環境負荷低減事業活動計画、消費者選択支援事業活動計画のいずれかの認定を受けている者又は事業終了時までに認定を受けることが確実である者であって、当該計画の内容が本事業で実証する取組内容に合致している。